

喜多方市規則第15号

喜多方市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、喜多方市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成30年喜多方市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存建築物の登録の申請等)

第2条 条例第3条第1項の規定により保存建築物の登録の申請をしようとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該申請に係る対象建築物の名称及び敷地（保存活用計画において、当該対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地。第1号を除き、以下同じ。）の位置を記載した市長が別に定める登録申請書（以下「登録申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該申請の日現在の状況（次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる状況）を表示した別表第1(1)の項及び(2)の項に掲げる図書

ア 対象建築物が既に解体されている場合 当該申請の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況

イ 保存活用計画において、対象建築物を他の敷地に移築することとする場合（アの場合を除く。）当該申請の日現在の当該敷地及び対象建築物の状況

(2) 当該建築物が対象建築物であることを証する書面

(3) 条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 条例第4条第3項の規定による通知は、市長が別に定める登録通知書に登録申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第4条第1項の規定による登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(保存活用計画書の提出)

第3条 条例第3条第2項の規定による書面の提出は、市長が別に定める保存活用計画書に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 別表第1の2の部から4の部までに掲げる図書
- (2) 市長が別に定める保存活用計画概要書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(登録の縦覧事項)

第4条 条例第4条第4項に規定する別に定める事項は、保存活用計画概要書に記載すべき事項とする。

(変更登録の申請等)

第5条 条例第5条第1項の規定による変更登録を申請しようとする者は、市長が別に定める変更登録申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の保存活用計画書
- (2) 別表第1に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)
- (3) 条例第5条第2項において準用する条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面
- (4) 変更後の保存活用計画概要書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 条例第5条第6項において準用する条例第4条第3項の規定による通知は、登録通知書に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請に係る保存建築物について条例第5条第3項の規定による変更登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(変更登録を要しない軽微な変更)

第6条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 保存建築物の名称の変更
- (2) 保存建築物の所有者の変更

- (3) 保存建築物の所有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (4) 設計者の変更
- (5) 保存対象敷地の境界線の変更を伴わない保存対象敷地の地名及び地番の変更
- (6) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める変更（登録抹消の通知）

第7条 条例第6条第3項の規定による通知は、文書により行うものとする。

（現状変更の許可の申請等）

第8条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、市長が別に定める現状変更許可申請書の正本及び副本に、それぞれ建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号の規定による指定を受けたことを証する書面の写し及び別表第1の2の部及び3の部に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、条例第7条第1項の許可をしたときは、市長が別に定める現状変更許可通知書に現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、条例第7条第1項の許可をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（許可を要しない行為）

第9条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存建築物の保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為（建築主等の変更の届出）

第10条 現状変更許可通知書の交付を受けた者は、条例第7条第1項の許可に係る工事が完了するまでに次の各号のいずれかに該当するときは、市長が別に定める建築主等の変更届の正本及び副本に当該許可に係る現状変更許可通知書の写し

を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 建築主を変更しようとするとき。

(2) 工事監理者又は工事施工者を定め、又は変更しようとするとき。

(3) 建築主、工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名の変更があったとき。

(所有者等の変更の届出)

第 1 1 条 条例第 8 条第 3 項及び第 5 項に規定する届出は、所有者等の変更届（様式第 9 号）により行うものとする。

2 条例第 8 条第 4 項に規定する届出は、所有者等の変更届に当該保存建築物の所有者が変更したことを証する書面を添えて行うものとする。

(維持管理の報告)

第 1 2 条 条例第 10 条第 1 項に規定する報告は、市長が別に定める維持管理報告書に別表第 2 に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 前項の報告は、条例第 12 条第 4 項の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して、2 年ごとに当該期間満了の日（次項において「期限日」という。）までに行うものとする。

3 第 1 項の報告は、特別な事由があると市長が認める場合を除き、期限日の属する月の 12 月前から行うことができるものとする。

(完了検査申請書及び検査済証)

第 1 3 条 条例第 12 条第 1 項の規定による検査の申請は、市長が別に定める完了検査申請書により行うものとする。

2 条例第 12 条第 4 項の検査済証は、市長が別に定めるものとする。

(申請することができないやむを得ない理由)

第 1 4 条 条例第 12 条第 1 項ただし書の規則で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

(申請の取下げ)

第 1 5 条 条例第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定による申請をした者が、それぞれ登録通知書又は現状変更許可通知書の交付を受ける前に、当該申請を取り下げようとするときは、市長が別に定める登録等申請取下げ届の正本及び副本により市長に届け出なければならない。

(工事現場における許可の表示の方法)

第 1 6 条 条例第 14 条の規定による表示は、市長が別に定める工事表示板により行

うものとする。

（違反建築物の設計者等の通知）

第 17 条 条例第18条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第17条第 1 項又は第 2 項の規定による命令（以下「命令」という。）に係る建築物の概要
- (2) 前号の建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者に係る違反事実の概要
- (3) 命令をするまでの経過及び命令後に市長が講じた措置
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第18条の規定による通知は、文書で行うものとし、当該通知には命令書の写しを添えるものとする。

（立入調査等を行う職員）

第 18 条 条例第20条に規定する立入調査等は、市の職員のうちから、市長が任命する者が行うものとする。ただし、必要に応じて専門的な知識を有する者を同行させることができるものとする。

（身分証明書）

第 19 条 条例第20条第 2 項の身分を示す証明書は、市長が別に定めるものとする。

（歴史的建築物保存活用専門委員会の組織等）

第 20 条 条例第21条第 1 項に規定する喜多方市歴史的建築物保存活用専門委員会（以下「委員会」という。）に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、市長が招集する。
- 5 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 6 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 委員会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

9 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される委員会の会議は、第20条第4項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第8条関係)

区分	図書	明示すべき事項
1	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
2	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積並びに壁、通し柱、間口部及び防火戸の位置（工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに附属する工作物の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。）

	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	建築物の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあっては屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
3	基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 2面以上の軸組図	縮尺、構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）に使用される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根、軒裏、外壁、開口部並びに室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果
		構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	火災に対する安全性の評価説明書	建築物の内部で生じる火災に対する安全性の評価結果 建築物の外部で生じる火災に対する安全性の評

		価結果
		建築物の火災に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
4	地震及び火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震及び火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容
		地震及び火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の実施時期
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要
		条例第10条の規定に基づく維持管理の報告の時期及び方法
		建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状況に維持するために必要な措置

備考

- 1 付近見取図にあっては、縮尺が 2,500 分の 1 以上であるものとする。
- 2 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあっては、縮尺が 100 分の 1 以上であるものとする。ただし、建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

別表第 2（第12条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁、軒裏及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果

断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出、建築物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付

備考 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあっては、縮尺が 100 分の 1 以上であるものとする。ただし、申請に係る建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。